

議案第 83 号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正内容

期末手当について、令和 4 年 12 月期の支給月数を 0.1 月分引き上げ、現行 4.30 月である年間の支給月数を 4.40 月とし、令和 5 年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

(1) 令和 4 年 12 月期の期末手当を 0.1 月分引き上げる。

	6 月期	12 月期	年間支給月数
現 行 (令和 4 年度)	2.150 月	2.150 月	4.300 月
改正後 (令和 4 年度)	2.150 月	2.250 月	4.400 月

(2) 令和 5 年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	6 月期	12 月期	年間支給月数
改正後 (令和 4 年度)	2.150 月	2.250 月	4.400 月
令和 5 年度以降	2.200 月	2.200 月	4.400 月

2 施行日等

(1) 施行日

公布の日 (※ 令和 5 年度以降の期末手当は、令和 5 年 4 月 1 日)

(2) 適用日

令和 4 年 12 月期の期末手当の改定は、令和 4 年 12 月 1 日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係
電話 463 - 3196